



全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
Benzodiazepine YAKUGAI Association

国立循環器病研究センターの医療事故等の報告 の姿勢に対する意見書

厚生労働省医政局長 迫井 正深 様
同 研究開発振興課長 笠松 淳也 様
政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） 村山 誠 様
同 政策評価官室 政策評価官 溝口 進 様
CC 報道各社（朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、週刊文春、東洋経済社他）

令和2年8月27日
全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
情報提供人 代表 多田 雅史



代 表

多田 雅史



「患者・行政・医療者の三者の協力」
を表しています

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
(Benzodiazepine YAKUGAI Association : BYA)

HP <https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>
〒461-0001
愛知県名古屋市中区泉1-1-35
ハイエスト久屋5F 柴田・羽賀法律事務所
事務所 TEL : 052-953-6011、多田携帯 : 080-1566-3428
E-mail crosstada@fuga.ocn.ne.jp

BYA-HP: <https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>

* 本件へのお問合せは上記の携帯電話へお願いします。

前略

当会は、2017年11月に設立され、400名余の会員がいるベンゾジアゼピン系薬物（向精神薬）の副作用による被害者の会です。今回、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「NCCC」という）の医療法の「事故等事案」の報告義務の不履行について、NCCCの業務実績評価に関して、以下のとおり、ご意見申し上げます。

第1 趣旨

NCCCは、医療事故等（医療法の「医療事故」及び同法施行規則の「事故等事案」）に対する報告義務の不履行の法令違反があるため、厚生労働省国立研究開発法人審議会令に基づく業務実績評価を「D」とすべきである。

第2 理由

(1) NCCCは、医療事故等（医療法6条の10及び同法施行規則1条の1



0の2の「医療事故」及び医療法16条の3第1項各号及び同法施行規則9条の20第1項第3号の2による同規則9条の20の2第1項第14号の「事故等事案」)に対する報告義務の不履行の法令違反がある。

(2) その経緯は、現在、名古屋地方裁判所に係属中の訴訟【令和2年(行ウ)5号損害賠償等請求事件】において、被告のNCCCが裁判所に提出した被告準備書面2(資料1)において、明確に示されている。

(3) 資料1の3から4頁で、NCCCは、『これ(医療法第1条)は医療法の法律としての基本的な性質を宣言するものであるが、その内容から明らかなおと、医療法は、行政により医師・医療を規律することにより「国民の健康の保持」という究極の目的を実現するための医療行政についての法律である。すなわち、医療法は、医療を提供する体制の確保を図るための行政法(行政の組織と活動に関する法)であって、国民の権利を定めた法律ではない(乙2)。(略)、そして、医療法施行規則は、医療法を施行するための政令にすぎないものであるから、医療法施行規則にのみ規定されている「事故等事案」の報告に関する諸規定が、国民の権利を定めたものではないことは明らかである。』として、「事故等事案」の報告義務がないと主張している。

(4) しかしながら、NCCCに所属する医師らは、別件の医療過誤訴訟【名古屋地方裁判所(平成25年(ワ)第5249号損害賠償請求事件、資料2)及び名古屋高等裁判所(平成29年(ネ)第322号損害賠償請求控訴事件、資料3)】において、処方薬物の重篤な副作用の説明義務違反及び依存性のある処方薬物の適切な減薬方法を実施すべき注意義務違反を認定され、NCCCには医療過誤事故の損害賠償金の支払いを命じる判決が確定しているところ、その「事故等事案」の報告を拒否している。

(5) したがって、NCCCは確定した司法判決に従わない医療法違反がある。よって、第1の趣旨のおと、厚生労働省国立研究開発法人審議会令に基づく業務実績評価を「D」とすべきことを求める。

草々

資料

1. 被告(NCCC)の被告準備書面2(令和2年8月6日)
2. 判決 名古屋地方裁判所(平成25年(ワ)第5249号損害賠償請求事件)
3. 控訴審判決 名古屋高等裁判所(平成29年(ネ)第322号損害賠償請求控訴事件)

以上